

1 飼養衛生管理基準遵守農家の事例を活用した 啓発指導による遵守率向上

南丹家畜保健衛生所

○山内昭 塚本智子 上村浩一

【はじめに】平成23年に家畜伝染病予防法が改正され、農家が遵守しなければならない飼養衛生管理基準（管理基準）の内容が大幅に見直された。当所は、畜産農家や関係団体等に対し、延べ15回の説明会を開催し、周知徹底を図ってきた。管理基準の遵守率は、養鶏農家では高い傾向にあったが、偶蹄類飼養者については低い状況であった。そこで、写真でとりまとめた遵守農家の事例を活用し遵守率向上に取り組んだ。【実施方法】偶蹄類飼養者73戸について、管理基準で重要な①衛生管理区域境界の設定②区域内の消毒設備設置③来場者記録の3項目に絞って指導を実施した。また、指導には遵守農家の存在を意識させるため、管内遵守農家の実施事例の写真を農家ごとにまとめた事例集を作成し、指導資料として提示した。【結果】重点的に指導した3項目の遵守率は、事例集を見ることで意識向上の効果を認め、②では33%から66%に、③では8%から84%に向上した。一方①については肥育農家では17%から61%に改善されたが、他農家では境界設定に必要なコーン等の設置が進まなかったため、全体では45%と低率であった。そこで、JAや酪農部会と対応を協議した結果、病原体侵入防止は地域全体で取り組むことが重要であるとの理解を得、管理基準遵守に必要なコーンや消毒槽設置の支援につなげることができた。